

平成31年第II回 短答式試験

解答解説・監査論

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
4	6	3	5	6	3	2	4	1	4
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
3	2	5	4	2	3	5	6	5	2

- 必ず得点したい問題 (解説では問題番号に *** を付しています。)
- 50%の正答率を確保したい問題 (解説では問題番号に ** を付しています。)
- 得点できなくてもよい問題 (解説では問題番号に * を付しています。)

想定合格ライン：67.5点/100点

本試験、お疲れ様でした。

例年に比べ、難しかった印象です。近年の傾向でもありますが、出題分野の中で実施論の出題が減少しました。また、予想されたとおり、報告論はH30年監査基準改訂に関して出題されましたが、これはしっかり対策済みであったと思います。

今回特徴的であったのは、「Aである。これはBを理由とする。」「BであるためAである。」というように理由や根拠についての記載が多く、このBで正誤を判定させる問題が少なくなかったところです。そのため、「監基報を何度も読み込みました」では正答が難しい面があり、高得点は難しい問題であったと思います。

問題 1 重要性***

財務諸表監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 監査人は、財務諸表の適正性を判断する際に、会計基準への準拠性、会計方針の継続性及び
*** 表示方法の基準への準拠性が求められているが、現行の会計基準に詳細な定めのない場合には、
× 監査人が財務諸表の適正性を自己の判断で行ってはならない。

会計事象や取引について適用すべき会計基準等が明確でない場合には、経営者が採用した会計方針が当該会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかについて、監査人が自己の判断で評価しなければならない。(H14監査基準改訂前文三9.(1)③)

イ 監査人は、財務諸表に対して絶対的な程度の信頼性の保証を付与することができない。これは、財務諸表の特性や監査の固有の限界に起因する。

○

H14監査基準改訂前文三1.(5)

ウ 監査人は、監査の各段階において監査役等と協議するなどして連携を図らなければならない。特に監査人は、不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合には、速やかに監査役等に報告しなければならない。

○

不正リスク対応基準第二.17.

エ 監査人は、内部監査の目的及び手続が、監査人の監査の目的に適合するならば、内部監査の結果を利用することができる。
**
×

内部監査人の作業が監査の目的に照らして適切な場合には、内部監査人の作業が監査人の監査手続の種類、時期又は範囲に及ぼし得る影響について判断した上で、監査人は内部監査の利用の可否及びその利用の程度の判断する。

問題 2 重要性**

財務諸表監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 財務諸表監査には、財務諸表とそのもととなった会計処理を批判的に検討する機能及び当該
** 会計処理に対し助言する機能があるが、被監査会社の会計システムの構築支援を行うことは、
× 後者の機能に該当する。

「会計処理に対し助言する機能」は指導機能を意味する。被監査会社の会計システムの構築支援を行うことは、監査人が財務諸表等の調整を行うことであり、非保証業務に該当する。

イ 監査人が、財務諸表監査の実施過程において発見した財務諸表上の不適切な事項について、
*** 経営者に対し訂正を勧告し、経営者が勧告を受け入れた場合、訂正された表示に関しては、監
× 査人が責任を負う。

経営者が監査人の訂正勧告を受け入れるか否かは経営者の責任の下になされることから、訂正された表示に関しては、経営者が責任を負う。

ウ 資本市場における財務諸表監査の目的は、企業の財務内容に関する情報を提供することでは
*** なく、当該情報の信頼性を担保することである。

○

エ 二重責任の原則は、保証業務を実施する場合に適用されるものであり、合意された手続のよ
* うな保証業務に該当しない業務には、適用されない。

○

合意された手続では、業務実施者が発見した事項のみを報告する業務であり、業務実施者に意見表明責任・情報の信頼性を保証する責任が主題に責任を負う者の責任と区分されているとはいえない。

問題 3 重要性*

公認会計士法に規定されている公認会計士の処分に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 公認会計士に課される課徴金の金額は、看過した虚偽表示によって財務諸表利用者が被った
*** と推計される経済的損失の総額ではなく、監査報酬相当額を基準として算出される。

○

公認会計士法31条の2第1項

イ 公認会計士・監査審査会は、公認会計士に対する懲戒処分及び課徴金納付命令に関する事項
* を調査審議し、行政処分その他について、内閣総理大臣に勧告することができる。

×

公認会計士法35条第2項 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公認会計士及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分に関する事項を調査審議すること。

二 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人の第二条第一項の業務、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務並びに日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告すること。

三 公認会計士試験を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

ウ 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明し、内閣総理大臣から登録抹消の処分を受けた場合、処分の日から2年経過する

×

公認会計士法4条6号

次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。(欠格条項)

六 第30条(虚偽又は不当の証明についての懲戒)又は第31条(一般の懲戒)の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

エ 日本公認会計士協会は、会員である公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した事実があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告しなければならない。

○

公認会計士法30条2項、46条の10第1項

問題 4 重要性*

金融商品取引法における開示及び監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 上場会社等の代表者は、有価証券報告書、四半期報告書及び内部統制報告書を提出する際に、
** それらの記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書
× を提出しなければならない。

有価証券報告書の確認書の提出（金商法24条の4の2第1項）、四半期報告書の確認書の提出（金商法24条の4の8第1項）は義務づけられているが、内部統制報告書の確認書の提出は義務づけられていない。

- イ 新規上場会社の内部統制監査報告書の提出は、資本金100億円以上又は負債総額1,000億円以上の会社を除いて、上場後3年を経過する日まで免除される。
○

金商法193条の2第2項4号、内部統制内閣府令10条の2

- ウ 公認会計士又は監査法人は、財務諸表監査、中間監査又は四半期レビューについて、その従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該概要書の対象となる報告書の作成日から3 か月を経過する日の属する月の末日までに提出しなければならない。
×

監査証明内閣府令5条3項1号

第1項に規定する概要書は、次の各号に掲げる概要書の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。

- 一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる概要書 当該概要書に係る監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の作成日の翌月の末日

- エ 有価証券報告書及び内部統制報告書は、5年間公衆の縦覧に供されるが、半期報告書及び四半期報告書は3年間公衆の縦覧に供される。
○

金商法25条1項4号6号7号8号

問題 5 重要性***

会社法監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 会計監査人設置会社は、定時株主総会の終結後の決算公告に係る計算書類に対して会計監査人***が意見を表明していないとき、決算公告を行うことはできない。

×

会社計算規則148条4号

次の各号のいずれかに該当する場合において、会計監査人設置会社が法第440条第1項又は第2項の規定による公告をするときは、当該各号に定める事項を当該公告において明らかにしなければならない。

四 当該公告に係る計算書類についての会計監査報告が第126条第1項第三号に掲げる事項（意見がないときは、その旨及びその理由）を内容としているものである場合 その旨

イ 計算書類が法令又は定款に適合するかどうかについて、会計監査人が監査役と意見を異にするとき、会計監査人は、定時株主総会において会計監査人を出席させる決議がなければ、定時株主総会に出席して意見を述べることはできない。

×

会社法398条1項

第396条第1項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監査役と意見を異にするときは、会計監査人は、定時株主総会に出席して意見を述べることができる。

ウ 会計監査人設置会社のうち公開会社は、会計監査人に非監査業務の対価を支払っているとき、* その非監査業務の内容を事業報告に記載しなければならない。

○

会社法施行規則126条3号

工 会計監査人は、被監査会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。このとき、その子会社は、正当な理由がなければ、この報告又は調査を拒むことができない。

○

会社法396条3項4項

問題 6 重要性**

監査役会設置会社における会計監査人の選任及び解任に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 定時株主総会における会計監査人の選任の議案の内容は、監査役会が、その過半数の同意により決定する。

○

会社法344条

イ 会計監査人が辞任したが、直ちに臨時株主総会を開催することができない場合、監査役会は、その過半数の同意により、一時会計監査人を選任することができる。

×

会社法346条

4項 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

6項 監査役会設置会社における第4項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。

ウ 株主総会による会計監査人の任期中の解任は、通常の事態でないことが想定されることから、監査役全員による当該解任の議案の内容の決定と株主総会における特別決議が求められる。

×

会社法339条1項

役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の(普通)決議によって解任することができる。

エ 会計監査人が、その任期中、他の会社において虚偽のある財務諸表の作成に故意に加担したことが判明し、刑事罰を受けることとなった。このような場合、監査役会は、その全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。

○

会社法340条1項1号

問題 7 重要性***

四半期レビューに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 四半期レビュー手続では、一般に、年度監査で実施されるような詳細なリスク評価は実施され
*** れないが、年度監査と組み合わせて実施されることにより、年度監査により得られたリスク評
○ 価の情報が四半期レビューに反映され、四半期レビューの結論が得られることになる。

レビュー基準設定前文二1.

- イ 上場会社の監査人は、会計監査人に選任された直後に第1四半期会計期間末日を迎えること
** になるため、四半期レビュー契約の締結に当たって、年度監査の契約と異なり、監査事務所の
× 方針及び手続に従って、適切な四半期レビューが実施できるかどうかを検討することまでは求
められていない。

監保実83号12項、

監査人は、四半期レビューの実施に当たって、職業倫理に関する規定及び品質管理の基準を遵守しなければならない。

監基報220号11項

監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新が、監査事務所の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめ、その結論が適切であることを判断しなければならない。

- ウ 四半期レビューを実施するに当たって設定する重要性の基準値は、年度監査に係る重要性の
*** 基準値を適用することが合理的であるが、少なくとも年度監査に係る重要性の基準値を上限と
○ するべきとされるのは、四半期財務諸表の実績数値が通年の財務諸表における数値よりも小さいこと等によるものである。

監保実83号20項

- エ 監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせる事象又は
** 状況が存在していなかったが、当四半期会計期間に継続企業的前提に重要な疑義を生じさせる
× ような事象又は状況を認めた場合には、当四半期会計期間の末日から1年間の当該事象又は
状況に関する経営者の評価及び対応策について検討しなければならない。

監保実83号36項③、39項

第36項③に該当する場合には、監査人は経営者に対し、当該四半期会計期間末から1年間の経営計画の提出までは必ずしも求める必要はないが、当四半期会計期間の決算日の翌日から少なくとも1年間の期間における評価を求め、かつ、少なくとも当四半期会計期間の翌四半期会計期間の末日までの対応策を求めることとされている。

問題 8 重要性**

財務報告に係る内部統制監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、全社的な内部統制に不備がある場合、当該状況は基本的な内部統制の整備に不備があることを意味していることから、当該内部統制に開示すべき重要な不備があると判断しなければならない。

内部統制実施基準Ⅱ3.(4)①ハ

全社的な内部統制に不備がある場合、内部統制の有効性に重要な影響を及ぼす可能性が高い。内部統制の開示すべき重要な不備となる全社的な内部統制の不備として、例えば、以下のものが挙げられる。(以下省略)

全社的な内部統制に不備がある場合でも、業務プロセスに係る内部統制が単独で有効に機能することもあり得る。ただし、全社的な内部統制に不備があるという状況は、基本的な内部統制の整備に不備があることを意味しており、全体としての内部統制が有効に機能する可能性は限定されると考えられる。

- イ 監査人は、評価対象となった業務プロセスに係る内部統制に不備が発見され、それが及ぼす影響に質的又は金額的な重要性があり期末日までに是正されない場合には、当該不備は開示すべき重要な不備に該当すると判断しなければならない。

内部統制実施基準Ⅱ1.②ロ

- ウ 監査人は、内部統制監査の実施において開示すべき重要な不備を発見した場合には、その内容を経営者に報告して是正を求めるとともに、当該開示すべき重要な不備の内容を経営者に報告した旨を取締役会及び監査役等に報告しなければならない。

内部統制実施基準Ⅲ4.(3)①

- エ 監査人は、期末日時点で開示すべき重要な不備があり、その旨を経営者が内部統制報告書に記載している場合には、それが監査報告書日までに是正されない限り、内部統制報告書が不適正である旨の意見を表明しなければならない。

内部統制基準Ⅲ4.(3)

監査人は、内部統制報告書において、経営者が財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由を記載している場合において、当該記載が適正であると判断して意見を表明する場合には、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響を内部統制監査報告書に追記しなければならない。

問題 9 重要性*

監査の品質管理に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査事務所は、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合には、不正
** リスクの程度にかかわらず、不正リスクを含む監査上の重要な事項が適切に伝達されるように
○ 監査業務の実施における品質を保持するための方針及び手続を定めなければならない。

不正リスク対応基準第三.8.

- イ 監査事務所は、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続に、不正リスク
** を考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価することを含めなければならない。不正
○ リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれる。

不正リスク対応基準第三.2.品基報1号F A 17-2.

- ウ 監査事務所は、不正による重要な虚偽表示の疑義に対応する十分かつ適切な経験や職位等の
* 資格を有する審査担当者の選任に関する方針及び手続を定めなければならない。審査担当者には
× 不正リスクに関する品質管理の責任者を含めなければならない。

不正リスク対応基準第三.7.後段

監査事務所は、当該疑義に対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査の担当者（適格者で構成される会議体を含む）を監査事務所として選任しなければならない。

※ 審査担当者に不正リスクに関する品質管理の責任者を含めることは要求されない。

- エ 監査事務所は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、重要な虚偽表
* 示リスクに関する評価の見直しが必要であるかどうかについて、監査事務所としての審査が行
× われるよう、審査に関する方針及び手続を定めなければならない。

不正リスク対応基準第三.7.前段

監査事務所は、不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合には、修正後の
監査計画及び監査手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどう
かについて、監査事務所としての審査が行われるよう、審査に関する方針及び手続を定めなければならない。

問題10 重要性*

「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 合意された手続を保証業務としない主たる理由は、合意された手続が、主題に責任を負う者のみの利用又は利益のために行われる業務であり、主題に責任を負う者が唯一の利用者となるためである。

意見書二.4.(1)①③

合意された手続を保証業務としない主たる理由は、業務実施者が自らの判断によって証拠を入手しない、手続きの結果のみを報告され結論が報告されないためである。

- イ 保証業務の規準は、想定利用者にとって利用可能であることが求められるため、業務実施者は、特定の想定利用者によりのみ利用可能であるような規準によって保証業務を行う場合、想定利用者を制限する旨を保証報告書に記載しなければならない。

意見書四.4.六3.

- ウ 保証業務の規準は、目的適合性、完全性、信頼性、中立性及び理解可能性の要件を満たすことが要求されるが、保証業務の受託後、これらのうち一部の要件を満たさないことが明らかになった場合、業務実施者は、当該業務の継続の可否や結論への影響を検討しなければならない。

意見書六1.八.4.

- エ 業務実施者は、主題に責任を負う者による想定利用者への主題情報の提示がない場合には、主題情報を保証報告書に記載した上で、それに関する積極的結論又は消極的結論を報告する。

意見書八.2.(3)

主題に責任を負う者による想定利用者への主題情報の提示がない場合は、業務実施者は、直接に主題について積極的形式又は消極的形式によって結論を報告する。

問題11 重要性**

監査基準に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 財務諸表監査が財務諸表の信頼性を保証する制度として成立するには、その品質を社会的な合意に基づいた一定の水準に保つために、監査を実施する監査人の資格や条件、監査の実施や報告に際しての要求事項等を社会的な規範として確立することが必要であり、その規範の一つが監査基準である。

イ 監査基準は、監査実務の中に慣習として発達したものの中から一般に公正妥当と認められたものを帰納要約したものであり、公認会計士や監査法人が実施する法定された財務諸表監査のみに対する質的下限を定めたものである。

H14設定前文二.1.参照

監査基準の適用は法定監査に限られない。

ウ 我が国における一般に公正妥当と認められる監査の基準には、企業会計審議会が設定する監査基準等が含まれるが、四半期レビューは監査ではないため、同様に企業会計審議会が設定していても四半期レビュー基準は含まれない。

監査証明内閣府令3条3項4号参照

四半期レビュー基準も監査の基準に含まれる。

エ 平成30年改訂監査基準は、監査報告書に「監査上の主要な検討事項」の記載を求めたが、その目的は、監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めることにある。

H30監査基準改訂前文一

問題12 重要性***

監査基準「第一 監査の目的」及び「第二 一般基準」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査基準に監査の目的が規定された理由の一つに、利害関係者を啓発することによって期待ギャップの縮小を図り、財務諸表監査の信頼性を回復させることが挙げられる。

H14監査基準改訂前文三.1.

- イ 監査人は、特別目的の財務諸表に対して準拠性に関する意見を表明する場合には、特別目的の財務諸表が表示のルールに準拠しているかどうかの評価を行う前に、当該財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解するに当たって当該財務諸表が全体として適切に表示されているかどうかの評価を行わなければならない。

H26監査基準改訂前文二.1.

その際、財務諸表における表示が利用者に理解されるために適切であるかどうかの判断には、財務諸表が表示のルールに準拠しているかどうかの評価と、財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解するに当たって財務諸表が全体として適切に表示されているか否かについての一步離れて行う評価が含まれるが、準拠性に関する意見の表明の場合には、後者の一步離れての評価は行われないという違いがある。

- ウ 公正不偏性と外観的独立性からなる監査人の独立性は、財務諸表監査の最も重要な存立基盤の一つであり、監査人はその保持に努めなければならない。

H14監査基準改訂前文三.2.(2)

- エ 監査人は、一般に公正妥当な監査の基準に準拠して、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないことについての合理的な保証を得たが、重要な虚偽表示が事後的に発見された場合には、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査が実施されなかったとみなされる。

監基報200号 A51項

不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示が事後的に発見された場合でも、そのこと自体が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査が実施されなかったことを示すものではない。

問題13 重要性***

監査調書に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査調書は、監査人が実施した監査手続、入手した監査証拠及び監査人が到達した結論を記録するものであるが、これを用いて監査業務に係る審査も行われるため、監査人の結論に至るまでの過程を確認するために、結論に至っていない考え、予備的な考えを書いたメモ及び監査調書の草稿も含めなければならない。
- ***
×

監基報230号 A4項

監査人は、作成途中の財務諸表や監査調書の草稿、結論に至っていない考えや予備的な考えを書いたメモ、字句のみを修正した場合の元の文書、重複した文書等を監査調書に含める必要はない。

- イ 監査調書は、監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施されたという証拠を提供するものであるため、監査人が自らの責任を問われるような事態にあっては説明責任を果たすのに有用となる。
- ***
○

監基報230号3項(3).4項(2)

- ウ 監査調書には被監査会社の機密情報が数多く含まれており、そこから機密情報の漏洩が生じることのないよう管理・保管に万全を期す必要がある。監査調書は監査事務所の所有に属するものの、その管理・保管に係る全ての責任は監査責任者が負わなければならない。
- **
×

監基報230号 A23項、品基報1号46項

監査事務所は、自らの必要性を満たす十分な期間又は法令等が要求する期間にわたる監査調書の保存に関する方針及び手続を定めなければならない。

- エ 監査人は、特定の監査業務に関する監査調書を取りまとめた監査ファイルの整理を最終的に完了させた後、その保存期間が終了するまで、いかなる監査調書であっても削除又は廃棄してはならない。
- ***
○

監基報230号14項

問題14 重要性***

リスク評価及び評価したリスクへの対応に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、リスク評価手続において、経営者への質問、分析的手続、記録や文書の閲覧など、
*** 必要であると判断した手続を実施すれば、リスク評価手続のみで監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができる場合がある。

監基報315号4項

ただし、リスク評価手続を実施するのみでは、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することはできない。

- イ 監査人は、財務報告に関連する情報システムについて理解しなければならないが、これには、
* 取引以外で、財務諸表に重要な影響を及ぼす事象の発生や状況を情報システムにより把握する方法も含まれる。
○

監基報315号17項(4)

- ウ 監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合であっても、当該リスクに対する内部統制に依拠しないときは、当年度の監査において、関連する内部統制の運用状況の有効性を評価する必要はない。
○

監基報330号7項

- エ 監査人は、特定のアサーションに対して、運用評価手続を実施するだけで、評価した重要な虚偽表示リスクに有効に対応することができるかと判断した場合、評価した重要な虚偽表示リスクの程度によっては、重要な取引種類、勘定残高、開示等について、実証手続を行わないことも認められる。

監基報330号17項

監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、重要な取引種類、勘定残高、開示等の各々に対する実証手続を立案し実施しなければならない。

問題15 重要性***

分析の実証手続に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 計画した分析の実証手続は、反証がない限り、データ間の関係が存在し継続するという推定
*** に基づいて実施されるが、これらの関係を変化させ得る状況の例として、通例でない取引や事
○ 象、会計処理の変更、事業の変化、虚偽表示等が挙げられる。

監基報520号 A6項

- イ 監査人は、計上された金額と監査人の推定値との差異に対して、追加的な調査を行わなくて
** も監査上許容できる差異の金額を設定することになるが、その金額は、監査人が重要性の基準
× 値よりも低い金額として設定する手続実施上の重要性と一致させる必要がある。

監基報520号4項(4)A15項参照

追加的な調査を行わなくても監査上許容できる差異の金額を手続実施上の重要性と一致させることは要求されていない。

- ウ 監査人は、分析の実証手続の実施により、監査人の推定値と大きく乖離する変動が識別され
** た場合は、乖離の理由を調査しなければならないが、当該調査は、差異の内容に関する定性的
○ な回答を経営者への質問を通じて入手することだけでは不十分である。

監基報520号6項

- エ 監査人は、実証手続を立案し実施することが要求される場合には、評価した重要な虚偽表示
*** リスクの程度にかかわらず、分析の実証手続だけでなく詳細テストによる検討も実施しなければ
× ならない。

監基報330号 A42項

監査人は、状況に応じて、以下のいずれの事項に該当するかを判断することがある。

- ・ 監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるためには、分析の実証手続の実施だけで十分であること。
- ・ 詳細テストのみの実施が適切であること。
- ・ 分析の実証手続と詳細テストの組合せが評価したリスクに最も対応していること。

問題16 重要性***

監査基準「第四 報告基準」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 無限定適正意見が表明される監査報告書に記載される監査人の責任の記述には、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討すること及び監査役等との適切な連携を図ることが含まれる。

○

監査基準第四.三.(4)

- イ 継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合、当該不確実性は、監査上の主要な検討事項に該当するため、

× 監査人は、継続企業の前提に関する事項を監査報告書の監査上の主要な検討事項の区分に記載しなければならない。

監査基準第四.二.(1)、監基報701号14項

監査報告書に対して除外事項付意見を表明する原因となる事項、又は継続企業の前提に関する重要な不確実性は、その性質上、監査上の主要な検討事項に該当する。しかしながら、監査人はこれらの事項を監査報告書の「監査上の主要な検討事項」区分に記載してはならず、第12項及び第13項の要求事項はこれらの事項には適用されない。この場合、監査人は、「監査上の主要な検討事項」区分への記載に代えて、以下を行わなければならない。

- ウ 監査人は、監査上の主要な検討事項として決定した事項について、当該事項の内容、当該事項を監査上の主要な検討事項と決定した理由、監査人の対応及び個々の監査上の主要な検討事項に対して表明した意見を監査報告書に記載しなければならない。

×

監査基準第四.七.2、監基報701号4項(4)

監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告は、監査人が全体としての財務諸表に対する監査意見を形成した上で行われるものである。したがって、監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告は、以下のいずれを意図するものでもない。

(4) 監査人が、財務諸表全体に対する監査意見とは別に行う、個別の事項に対する意見表明

- エ 監査人は、重要かつ広範な事項について虚偽の表示があることから不適正意見を表明する場合、当該意見に至った理由を意見の根拠の区分に記載するが、同時に当該理由以外に重要な事項があると判断した場合には、当該事項を監査上の主要な検討事項の区分に記載することができる。
**
○

監査基準第四.七.2参照

問題17 重要性***

監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容（以下、「その他の記載内容」という。）に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

- ア その他の記載内容とは、監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる開示書類のうち、財務
*** 諸表及び監査報告書以外の法令等又は慣行に基づき作成された情報をいい、当該情報の非財務
× 情報以外の部分は監査人の監査対象となる。

監基報720号1項

個々の業務の状況において別に要求される事項がない限り、その他の記載内容は監査意見の
対象ではなく、監査人は、その他の記載内容が適切に記載されているかどうかを判断する特定
の責任を有していない。

- イ 監査人は、監査した財務諸表との矛盾を識別するために、経営者による事業報告、財務概要
*** 又は財務ハイライト及び従業員の状況等のその他の記載内容を通読しなければならないが、企
○ 業のウェブサイトに掲載された情報まで対象とする必要はない。

監基報720号4項(1)

- ウ 監査人は、監査報告書日の前に入手したその他の記載内容について、財務諸表の表示との間
*** に重要な相違を識別した場合、経営者がその他の記載内容の修正に同意しないとき、監査報告
× 書において除外事項付意見を表明しなければならない。

監基報720号9項

その他の記載内容に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は、監査役等に当該事項を報告するとともに、以下のいずれかを行わなければならない。

- (1) 監査報告書にその他の事項区分を設け、重要な相違について記載する。
- (2) 監査報告書を発行しない。
- (3) 可能な場合、監査契約を解除する。

- エ 監査人は、監査報告書日の後に入手したその他の記載内容について、財務諸表の表示との間
** に重要な相違を識別した場合、経営者がその他の記載内容の訂正に同意したとき、以前に発行
○ された財務諸表、監査報告書及びその他の記載内容を受領した者に対して訂正内容を伝達する
ために経営者が行う対応の検討を行うことがある。

監基報720号 A7項

問題18 重要性**

経営者とのディスカッションに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 経営者には、監査人が監査証拠を入手するために必要と判断した企業構成員への無制限の質問や面談の機会を監査人に提供する責任がある。監査人は、経営者が当該責任を認識し理解している旨の合意を得られないことのみによって、監査契約の新規の締結又は更新を禁止されることはない。

監基報210号4項(2)6項

監査人は、監査の前提条件が満たされていない場合には、そのことについて経営者と協議しなければならない。以下のいずれかの場合には、監査契約を新規に締結又は更新してはならない。

- (1) 監査人が財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組みは受入可能なものではないと判断した場合
- (2) 第4項(2)に記載されている（監査の前提条件についての経営者との）合意が得られなかった場合

- イ グループの構成単位の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある事項で、当該構成単位の経営者が把握していない事項にグループ監査チームが気付いた場合、グループ監査チームは、まず当該事項を当該構成単位の経営者と協議しなければならない。

監基報600号47項

構成単位の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある事項で構成単位の経営者が把握していない事項にグループ監査チームが気付いた場合、グループ監査チームは、当該事項を構成単位の経営者に伝達するようにグループ経営者に依頼しなければならない。

- ウ 監査人は、公正価値で測定・評価される金融商品の評価額を重要な事項として経営者と協議した場合には、当該協議事項の内容、協議を実施した日及び協議の相手方等について監査調書を作成しなければならない。

監基報230号9項

- エ 監査人は、被監査会社に違法行為の疑いがあり、その違法行為の疑いに経営者が関与している可能性がある場合であっても、当該事項について経営者と協議しなければならない。

監基報250号18項

問題19 重要性***

監査役等とのコミュニケーションに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人の監査役等とのコミュニケーションは、監査役等による財務報告プロセスの監視に役立つが、監査人はその結果として財務諸表の重要な虚偽表示リスクが軽減されることを意図しているわけではない。

監基報260号4項(3)

本報告書は、主として、監査人から監査役等に行うコミュニケーションに焦点を当てているが、有効な双方向のコミュニケーションは、以下のことを行う上で重要である。

(3) 監査役等が、財務報告プロセスを監視する責任を果たし、それによって、財務諸表の重要な虚偽表示リスクを軽減すること

- イ 監査人は、被監査会社における関連当事者との通例ではない重要な取引に気付いた場合には、計画した監査の範囲とその実施時期の概要について監査役等とコミュニケーションを行う際に、これを伝達しなければならない。

監基報260号13項参照

※ 関連当事者との通例ではない重要な取引は、特別な検討を必要とするリスクに該当する。

- ウ 上場企業の監査人が監査人の独立性に関して被監査会社の監査役等と口頭でコミュニケーションを行い、いつ、誰と、どのような内容についてコミュニケーションを行ったかを記載した監査調書を作成すれば、当該監査人は書面によるコミュニケーションを省略することができる。

監基報260号19項

上場企業の場合、監査人は、第15項に記載した監査人の独立性について、監査役等と書面によるコミュニケーションを行わなければならない。

- エ 監査人は、未修正の重要な虚偽表示を識別した場合には、当該虚偽表示の内容及びそれが個別に又は集計して監査意見に与える影響について、監査役等に報告しなければならないが、この際監査人は、監査役等にそれが未修正の重要な虚偽表示であることを明示しなければならない。

監基報450号11項

問題20 重要性***

「監査における不正リスク対応基準」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査実施の過程において、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別した際に、不正による重要な虚偽表示の疑義が存在していないかどうかを判断するために、追加的な監査手続とともに監査人が行う手続は、経営者に対する質問である。
- ***
-

不正リスク対応基準第二.10.

- イ 監査人は、監査に臨むに当たり、過去に経営者が不正を行った事実を識別している場合には、当該経営者が不誠実であると想定しなければならない。
- ***

×

不正リスク対応基準設定前文二4.(2)

なお、本基準における職業的懐疑心の考え方は、これまでの監査基準で採られている、監査を行うに際し、経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定しないという中立的な観点を変更するものではないことに留意が必要である。

- ウ 監査人は、不正を識別した場合でも、守秘義務があるため、被監査会社の同意がある場合や法令等の規定に基づく場合等正当な理由がある場合を除き、当該不正の事実を規制当局に対して報告してはならない。
- ***
-

監基報240号42項

- エ 監査チームは、不正はこれを隠蔽するために巧妙かつ念入りに仕組まれたスキームを伴うことが多いため、不正リスク対応手続においては、入手した記録や証憑書類の真正性について常に検討しなければならない。
- ***
- ×

監基報240号12項

監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。